

事 務 連 絡

平成 2 8 年 4 月 1 日

関係機関各位

海事局検査測度課

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 3 号）附則第 3 条第 1 項の規定に基づく有害水バラスト処理設備の相当指定について

標記について、下記のとおり相当指定されたので通知致します。

記

製造者等の名称：三浦工業株式会社

製造者等の住所：愛媛県松山市堀江町 7 番地

相当指定の日：平成 2 8 年 4 月 1 日

設 備 の 名 称：Miura BWMS

設 備 の 型 式：HK

相当指定番号：第 2 号

担当：海事局検査測度課 大澤

TEL：03-5253-8111(内線：44-114)

